

## <新たに必要となる届出書類>

統括防火・防災管理者選任（解任）届出書

資格を証する書面



全体についての消防計画作成（変更）届出書

全体についての消防計画

## 複合用途ビル等における防火・防災管理体制の強化のため

# 消防法が改正されました

平成26年4月1日から施行

## <消防法の改正の対象となる防火対象物>

### 1 統括防火管理者（消防法第8条の2）

管理について権原が分かれている以下のもの

- ① 高さ31mを超える高層建築物
- ② 特定用途の防火対象物※1で地上3階以上、かつ、収容人員が30人以上のもの
- ③ 地下街、準地下街に指定されているもの
- ④ 非特定用途の複合用途の防火対象物※2で地上5階以上、かつ、収容人員が50人以上のもの

※1 特定用途の防火対象物とは、飲食店、物品販売店舗などの不特定多数の者が利用する建物をいいます。  
 ※2 非特定用途の複合用途の防火対象物とは、事務所や倉庫、共同住宅などが混在する建物をいいます。

### 2 統括防災管理者（消防法第36条）

防災管理対象物で管理について権原が分かれているもの

## 統括防火管理Q & A

Q 統括防火管理者になるには資格が必要となりますか。

A 統括防火管理者の資格は、**防火管理講習の課程を修了した者等**で消防法令に定める必要な権限及び知識を有していることが必要です。（消防法施行令第4条、消防法施行規則第3条の3）

Q 統括防火管理者の届出をするのですが、添付する書類等の例はありますか。

A 東京消防庁ホームページに選任に関する届出要領を掲示しています。  
 \* 掲載場所「安心・安全情報→事業所向けアドバイス→統括防火防災管理制度について」

Q 全体についての消防計画作成するのですが、記入例はありますか。

A 東京消防庁ホームページに記入例を掲示しています。  
 \* 掲載場所「申請様式→目的別で探す→消防計画の届出→消防計画作成例→(3)全体についての消防計画」

東京消防庁ホームページ

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/>

東京消防庁

検索

問合せ先

京橋消防署 予防課防火管理係

電話：03-3564-0119 FAX：03-3564-0606



## <新たに必要となる届出>

### 1 統括防火管理者

統括防火管理者の選任・届出

全体についての防火管理に係る消防計画の作成・届出

### 2 統括防災管理者

統括防災管理者の選任・届出

全体についての防災管理に係る消防計画の作成・届出



# 防火管理制度について

＜消防法の改正による変更はありません＞

## 防火管理制度について

多数の者を収容する建物の管理権原者は、一定の資格を有する者から防火管理者を定め、防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。（消防法第8条第1項）

## 防火管理者が必要となる建物

- ① 飲食店や物品販売店舗など不特定多数の人が出入りする用途（特定用途）がある建物で収容人員が30人以上のもの
  - ② 共同住宅、倉庫、事務所などの用途（非特定用途）の建物で収容人員が50人以上のもの
- ※ 社会福祉施設等が入居している場合には10人以上の収容人員で防火管理者が必要となる場合があります。

### ＜防火管理者が必要となる建物の例＞

特定用途の防火対象物 収容人員 30人

管理権原者D（所有者）

⇒防火管理者d ← 防火管理者



防火管理者が必要となるかは事業所ごとではなく建物全体の規模（収容人員）で決まります。1つの建物の中に複数の事業所が入っている場合、火災危険は1つの事業所にとどまらず、建物全体に及びます。このことから、その建物が全体として防火管理が義務付けられていれば、所有者は当然のこと、個々の事業所ごとの収容人員が少なくても、そこに入っている全ての事業所に防火管理者の選任が必要となります。

## 防火管理者の選任・届出

管理権原者は、防火管理者を定めた時には、遅滞なく防火管理者の選任届を所轄消防署に届け出なければなりません。



## 防火管理者の責務

防火管理者には、主に次のような責務があります。

### 消防計画の作成・届出



### 火気の使用・取扱監督



### 従業員への指示



# 統括防火管理制度について

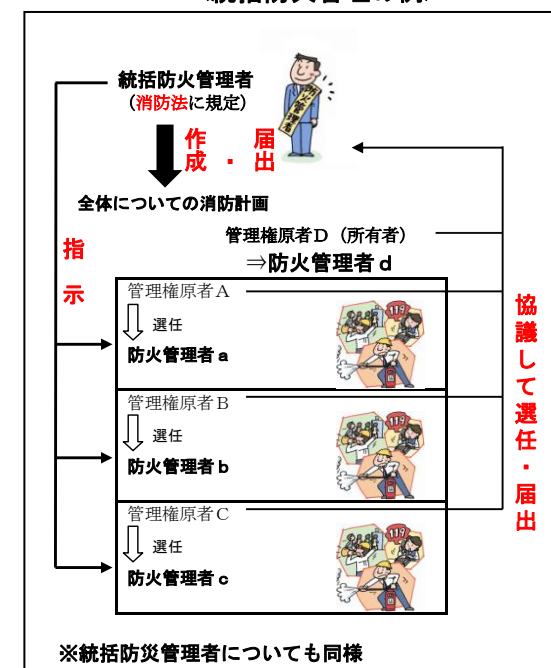
＜消防法の改正により新たに義務化された項目＞

## 統括防火管理制度について

近年、複合用途の建物などで死傷者等を伴う火災が相次いでいることから、管理について権原が分かれている建物の防火管理体制を強化するため、建物全体の防火管理業務を行う統括防火管理者の選任が義務付けられました。

統括防火管理者に、事業所ごとに選任されている各防火管理者に対する指示権を与えることで自律的な防火管理体制を構築させる制度です。（消防法第8条の2）

### ＜統括防火管理の例＞



## 統括防火管理者が必要となる建物

統括防火管理者が必要となる建物については、表紙を参照してください。

## 統括防火管理者の選任・届出

各管理権原者は、統括防火管理者が必要となる建物に該当する場合、協議により統括防火管理者を選任し、建物全体の防火管理上必要な業務を行わせるとともに、選任届を所轄消防署に届け出なければなりません。

## 統括防火管理者の責務

統括防火管理者には、主に次のような責務があります。

### 全体についての消防計画の作成・届出



### 廊下、階段等の共用部分の必要な施設の管理



### 全体についての消防計画に基づく建物全体の消火・通報・避難の訓練

